報告第2号

専決処分した事件の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月21日

提出者 足立区長 近藤弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
令和4年12月22日	268, 422円	埼玉県草加	足立区花畑五丁目6番から
		市瀬崎四丁	草加市瀬崎四丁目4番先に
		目4番33号	おける(仮称)花畑人道橋
		株式会社東	整備工事の施行に伴い、相
		京ひよ子	手方所有の工作物を破損等
		代表取締役	する損害を与えた。
		石坂 淳子	